公益財団法人さいたま市産業創造財団 LinkedIn 運用ポリシー

1 目的

公益財団法人さいたま市産業創造財団(以下、「当財団」という。)が実施する事業等に関する情報を発信し、さいたま市から海外市場や国際標準を視野に入れた展開が可能となる環境を整備するとともに、海外の企業や投資家等に向けてさいたま市内の企業・ビジネス環境・支援施策等を発信し、ビジネス及び人材交流の活性化促進を目的とします。

- 2 ページ名及びページの URL
- (1)ページ名 「Saitama City Foundation for Business Creation」(以下、「当ページ」という。)
- (2) 当ページの URL 「https://www.linkedin.com/company/sfbc-global/」

3 発信主体及び管理者

当ページの発信主体は当財団、管理者は事業企画課長とし、管理者が許可した者が運用します。

4 発信時間

原則当財団営業日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、それ以外の日時においても必要に応じて発信する場合があります。

5 発信内容

- (1) 当財団に関する情報や各種案内
- (2) 当財団が開催または関与する各種イベント情報等
- (3) 当財団の職員採用に関する情報や各種案内
- (4) 当財団から発表する緊急情報
- (5) その他、当財団が必要と認める情報

6 コメントやフォロー等への対応について

- (1) 当ページが「フォロー」を受けた場合は原則として拒否(ブロック)しません。ただし、明らかな妨害または妨害と判断できる場合、または悪質なスパムと判断できる場合はこの限りではありません。
- (2) 当ページから他のページもしくはアカウントに対して、原則としてフォローしません。 ただし、必要性が認められる場合についてはこの限りではありません。
- (3) 当ページがコメントやメッセージを受けた場合は、原則として個別の対応はしません。 ただし、必要性が認められる場合についてはこの限りではありません。

7 乗っ取り・成りすましへの対応

当ページが乗っ取られた場合や成りすましを発見した場合は速やかに LinkedIn の運営会社のサポートに連絡し対応を要請するとともに、当財団公式ホームページで注意を促します。

8 禁止事項

当ページは、利用者による次の各号に掲げるコメントを禁止し、管理者がこれらに該当するものと認めた場合は、利用者に断りなく、コメントの全部又は一部を削除します。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2)特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7)公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10)有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 犯罪行為等を誘発すると思われるもの
- (13) 当ページが発信した内容の一部または全部を改変したもの
- (14) LinkedIn の利用規約に反すると思われるもの
- (15) その他当財団が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むページへのリンク

9 個人情報の取り扱い

- (1)メッセージやコメントの投稿により、公開される個人情報等については、ユーザーが LinkedIn 利用規約に基づいて公開を承認したものとみなします。
- (2) 当財団が当アカウントに対し、メッセージやコメントを投稿した利用者について、アクティビティを監視または収集するものではありません。
- (3) その他個人情報等の取り扱いについては別に定めた「公益財団法人さいたま市産業創造財団ソーシャルメディア運用方針」に準じるものとします。

10 免責事項

- (1) 当財団は、当ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等は保証しません。
- (2) その他免責事項の取り扱いについては別に定めた「公益財団法人さいたま市産業創造財団ソーシャルメディア運用方針」に準じるものとします。

11 その他

- (1) 当財団による投稿内容に関しては、当財団がその責を負います。
- (2)この運用ポリシーに定めがない事項については、管理者が適切な判断を行います。

12 適用

この運用ポリシーは、令和5年2月14日から適用します。

以上